

## 第2回 スタートアップ・投資ワーキング・グループ 議事録

1. 日時：令和5年12月1日（金）13時00分～14時34分

2. 場所：オンライン会議

3. 出席者：

（政 務）河野大臣

（委 員）落合孝文（座長）、芦澤美智子（座長代理）、津川友介、堀天子、  
御手洗瑞子

（専門委員）後藤元、瀧俊雄、岩崎薫里、川本明、藤本あゆみ、増島雅和、宮下和昌、  
村上文洋

（事 務 局）渡辺次長、山田参事官

（ヒアリング対象者）

吉田 朗 アマゾンウェブサービスジャパン合同会社 公共政策部 シニアマネージャー

山崎 絵里佳 アマゾンアジアパシフィックリソース有限責任会社 Global Connectivity Infrastructure Deployment (APAC Metro Fiber)

中谷 敏之 ビー・ビー・バックボーン株式会社 事業開発部長

松鷹 均 ビー・ビー・バックボーン株式会社 渉外担当課長

斉藤 友紀雄 ビー・ビー・バックボーン株式会社 技術課長

井上 伸夫 国土交通省 大臣官房 審議官

齋藤 博之 国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課長

江口 大暁 国土交通省 水管理・国土保全局 水政課長

高藤 喜史 国土交通省 道路局 路政課長

木村 公彦 総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部長

堀内 隆広 総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 基盤整備促進課長

井上 淳 総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 料金サービス課長

（オブザーバー）

仲野 元己 株式会社 TOKAIコミュニケーションズ ITサービス本部長

沼野 功児 株式会社 TOKAIコミュニケーションズ インフラ基盤事業部長

鈴木 賢 株式会社 TOKAIコミュニケーションズ 西日本営業部長

4. 議題

（開 会）

議題. 光ファイバー整備の円滑化のための収容空間等の整備状況のオープンデータ化等

（閉 会）

## 5. 議事録

○山田参事官 ただいまから、規制改革推進会議、第2回「スタートアップ・投資ワーキング・グループ」を開催いたします。皆様方におかれましては、御多用中のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日はオンライン形式で開催しております。会議の様子は内閣府規制改革推進室のYouTubeチャンネルにおきましてオンライン中継を実施しております。御視聴中の方は概要欄にあるURLから資料を御覧ください。

本日、御発言される方はマイクをオンにして、御発言される時以外はマイクをミュートにし、出席者はカメラはオンをお願いいたします。

続きまして、本日のワーキング・グループの出席状況について報告いたします。

ワーキング・グループの構成員につきましては、全員御出席です。なお、増島専門委員におかれましては13時30分頃から御出席される予定でございます。

スタートアップ・投資ワーキング・グループの構成員以外では村上専門委員に御出席いただいております。

本日、河野大臣に御出席いただいております。それでは、河野大臣から一言御挨拶をお願い申し上げます。

○河野大臣 お忙しい中、第2回スタートアップ・投資ワーキング・グループに御出席をいただきまして、ありがとうございます。

テレワークの進展あるいはAIの活用といったこともあり、日本のデータ通信量は、2019年から2021年までの間で約2倍に増加したそうです。その後も通信量の増大が続いております。データ処理量の増大に対しまして、データセンターを各地に分散立地させ、データ処理を効率化・高度化する取組が進んでおりますが、その前提として、この複数のデータセンターの間で高速大容量のデータ通信を可能とする光ファイバーなどのインフラ整備が急務となっております。前回の第1回のワーキングで議論していただいた人手不足に対応する配送事業用のドローン、あるいは自動運転などは、社会課題を解決する新たなデジタル技術を実現していく上でも不可欠です。

しかし、企業が光ファイバーを整備するのに当たって、国・地方公共団体、あるいは公益事業者が管理をする光ファイバーにつきまして、使用の申請様式がばらばらで、申請方式もウェブでできないなど、手続コストが莫大にかかっているという声もございます。御出席の企業の皆様には現場目線で課題を示していただき、各委員におかれましては、この具体的な論点を明確にし、どうすれば問題を解決できるのか、建設的な御議論をお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

○山田参事官 河野大臣、ありがとうございました。

以後の司会進行は落合座長をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○落合座長 落合でございます。本日もよろしくをお願いいたします。

それでは、本日の議題「光ファイバー整備の円滑化のための収容空間等の整備状況のオ

ーブンデータ化等」について議論をしたいと思います。

まず、アマゾンウェブサービス合同会社から説明を5分以内でお願いいたします。

○アマゾンウェブサービスジャパン合同会社（吉田シニアマネージャー） ありがとうございます。  
アマゾンウェブサービスの吉田でございます。

資料を共有させていただきます。

それでは、改めまして御説明させていただきます。アマゾンウェブサービスでございます。

弊社はクラウドサービスを提供する事業者でございます。クラウドサービスのインフラになりますのがデータセンター、そして、データセンターを結ぶ光ファイバーの整備というものが高品質なクラウドサービスの提供にとって不可欠でございます。このような観点から、本日の議題であります光ファイバーの整備といったところの重要性と、その課題について御説明させていただきます。

まず、簡単にAWSについて御紹介をさせていただきます。

アマゾンウェブサービスでございますけれども、2006年からクラウドサービスを提供してございます。日本では2011年にサービスを開始しておりまして、現在、日本で数十万以上のお客様に御利用いただいております。

このクラウドサービス提供の前提になりますのがデータセンターでございます。我々はリージョンと呼んでおりますが、データセンターの拠点を日本国内に東京・大阪の2か所設けてございます。

そもそも「クラウドとは」ということでございます。釈迦に説法でございますけれども、クラウドとは、インターネット経由でITリソースをオンデマンドで利用することができるサービスでございます。例えばコンピュータ、ストレージ、データ分析といったサービスに加えまして、河野大臣からも御指摘ありました、AI開発に必要な計算資源とか開発基盤といったものもこのクラウド上で御提供してございます。

今回の議題でありますクラウドのインフラでございます。

弊社として、東京と大阪に2か所、国内にデータセンターの拠点を設けていると申し上げました。それぞれに我々はアベイラビリティゾーンと呼んでおりますが、データセンターの集積地を設けてございます。東京リージョンで言いますと4か所のデータセンターの集積地、それから、大阪で言いますと3か所の集積地を設けてございます。このデータセンター間を結ぶ、あるいは東京と大阪のデータセンターを結ぶために光ファイバーの整備というのが重要になってまいります。これによって可用性の高い、それから、耐障害性のあるサービスの提供ができるということでございます。

こうしたデータセンター、それから、ファイバーを含めた弊社としての日本への投資ということを御紹介させていただきたいと思っております。

2011年から2022年までの累計で、1兆3510億円をこのデータセンター関係の投資に充ててございます。昨年、2022年単年でも3480億円の投資をさせていただいております。

改めまして、データセンター間の通信インフラ整備の重要性について、弊社の観点から御説明をさせていただきます。

データ処理量は、AI、IoT、自動運転、ドローンの活用によって今後ますます増えていくと見てございます。この中でデータを高速に処理する、あるいは効率的に処理する、それから、レジリエンスの高いサービスを提供するといった観点で通信インフラの整備が非常に重要になってまいります。

通信インフラの整備に当たっては、我々自身がやるというよりも、通信キャリアさんを通じて手続をさせていただいておりますけれども、密接に連携する中で、弊社として感じた課題感を次に御説明させていただきます。

課題の根本は、河野大臣からも御指摘いただきましたけれども、光ファイバーを利用するに当たって、既存の管路、既存の設備を利用することが日本では現実的な選択肢になりますが、この既存の設備の所有者、管理者が、国・自治体・民間にまたがっているというところが課題の根本なのではないかなと思っております。所有者・管理者が異なるために、例えば利用したい管路を特定する、空き容量を見定めるといった手続、様々な手続がステークホルダーによって異なる、それによって手続に時間がかかるということが起こっております。

ですから、情報へのアクセスが難しいということと、それから、実際に既存の設備、施設を利用する場合に手続が非常に煩雑で、国・自治体・民間によって異なる様式、異なる手続を求められるということで時間を要してしまうということでございます。

事例を申し上げますと、例えば100キロ単位のケーブルを整備するという場合に、諸外国、海外では2年で済むような手続が、日本だと5年かかってしまうということが実際に起こっております。この時間のロスというのは、日本のデジタルトランスフォーメーションを進める観点でも大きな損失だと思っておりますし、それから、日本に投資を呼び込むという観点でも非常に大きな機会損失になっていると弊社は見てございます。

こうした課題を解決するための解決策として御提案したいのが、ステークホルダーがまたがるわけですけれども、利用者目線で一元化したプロセス、一元化したオンラインでの手続というものができないかということでございます。それによって様式も統一された、一元化された利用申請システムというものができれば、手続の迅速化ができるのではないかと弊社は考えております。

簡単ですが以上でございます。御説明させていただきました。ありがとうございました。  
○落合座長 どうもありがとうございました。

なお、アマゾン以外のデータセンターを保有する国内事業者からも同様の声が出ていると聞いてございます。

次に、ビー・ビー・バックボーン株式会社から御説明を10分以内ということでお願いいたします。

○ビー・ビー・バックボーン株式会社（中谷部長） よろしく申し上げます。

ビー・ビー・バックボーンでいきますと、2016年からこのデータセンター事業、インフラ事業をさせてもらっている中で、いろいろと課題感を持つ中で、いろいろさせてもらっている中での、日本のDXを推進する上で、この光ファイバーの整備の重要性について本日御説明させていただきます。

まず、背景なのですけれども、e-Japan戦略からデジタル田園都市構想への転換の中で、FTTHに関しては、2021年に世帯カバー率99.7%になっておりまして、5Gのエリアカバー率でいきますと今期で95%が達成する見込みです。これによって国民の接続性の大幅な向上ができます。これによって常時接続可能な社会になった中で、その上流であるデータセンターへのデータ需要が増大しており、このデータセンター間の光ファイバーの整備が、今後のデジタル社会構築における重要な役割を担うと考えております。

こういった背景の中で、次世代光ファイバー整備に向けて、3つの要望を本日させていただきますと考えております。

まず、1つ目なのですけれども、既設管路の情報のウェブ開示についてになります。

こちらに関しては、国内における無電柱化推進とデータセンターの建設の拡大に伴って、データセンターに向けた光ファイバーの整備に関しては、今までは電柱が基本だったものから、地下の管路のほうに移行されておりまして、特に1,000芯以上の超高密度光ファイバーケーブルの敷設に関してでいきますと、安全性と信頼性の面から臨んでも、この地下の光ファイバーの新設とインフラ整備に関しては、将来の都市開発と情報処理の技術進展に対して不可欠な戦略的な要素と考えております。

そういった中で、この地下の光ファイバー構築に対してなのですけれども、この既設の管路に関しては非公開というのがありまして、我々でルート的设计をするということが難しいです。なので、NTTや電力会社の既設の管路を利用するということが共同の収容調査を実施する必要があるのですけれども、その調査申請に関してでいきますと2か月程度調査期間を要しまして、この調査回答で、希望区間に対して、全て賄えたらいいのですけれども、一部利用不可ということが発生しております。

下の例でいきますと、拠点A点からZ点の間でいきますと希望区間に関して、我々自身でいくと、この管路の状況が不明というのがありますので、例でいきますと、NTTさんに管路調査を依頼した場合でいきますと、全てに関して管路がスペースの空きがあればいいのですけれども、一部、管路そのものがない場合だったり、管路があってもスペースの空きがない場合があります。こういった場合がありますと、検討区間に関しては不完全、虫食い状態になるというのがありまして、その場合は、NTTさんにこの拠点を少しずらした中での再調査を行うとか、管路を諦めて電柱での再度の調査を行う、もしくは電力の管路だったりとか、国土交通省様の管路を利用するなど、このプロセスの煩雑さが計画の不確実性をもたらしまして、効率的なネットワーク構築とインフラ発展に影響を及ぼしていると考えております。

そういった中で、NTT東西や電力会社に関してできますと、現在、電柱情報に関しては、

事業者向けにウェブ上でも公開されています。こちらによって、光ケーブルに関して、柱上の設置可否に関しては確認が可能です。また、事前に現地調査だったり、グーグルのストリートビューを用いることによって、右の写真を見てもらうと分かるのですが、この電柱上に光ファイバーの敷設位置に関してでいきますと、この電柱所有者ごとに技術基準というものが規定されておりまして、我々はそれに沿って目視で確認することができます。この透明性があるって、柱上の光ファイバーのほうでいきますと、構築計画の納期や予算の予測が容易になりまして、効率的なネットワーク構築というのが実現できておりました。

これと同等に、既設管の調査を行うと考えた場合でいきますと、まず、既設管路ルートの有無というのを知りたいです。2つ目で、管路があったとしても、空きスペースがあるなしというのが分からないと我々はできないので、その有無の部分と、最後は、利用可能なハンドホールだったりマンホールの必要性に関して、我々のほうは同等のものでいくと必要だと考えております。

これらに対して、私たちはウェブ開示を要望させていただきたいと考えております。下のほうに我々のイメージとして載せているのですが、この線で書かれているものが既設管路のルートになりまして、青い線がスペースの空きがあるもの、赤い線がスペースの空きがないものとして表しているのですが、それだけではなくて、この空きのハンドホール、マンホールに対しての情報みたいなものも同時に分かると望ましいと考えております。

この開示情報があることによって、事業者は、柱上の光ファイバーと同等に机上の地下光ファイバーの構築計画が策定することが可能になります。ただ、これでいきますと、公開の範囲というのをしっかりと限定しないと難しいと思いますので、NTT等の借用先と秘密保持契約をしっかりと結んだ中で、認定電気通信事業者に限定してこの情報を安全に確保するということが大事なかなと思っております。

2点目なのですが、地方データセンターにおける光ファイバー整備になります。

こちらに関しては、NTTや電力会社は、管路の利用に関していくとエリアの区分が定められているというのがありまして、そこで地方分散を考えた中でいきますと継ぎはぎになってしまうので、それでいきますと、幹線道路の管理用の敷設光ファイバーだったり、既設の管路を最大限利用することが望ましいと考えておりまして、都心と同等の品質で地方をつなぐということが非常に重要なのです。

これに対して、地方のデータセンターの基盤整備に貢献すると考えておりまして、高速かつ大容量の通信インフラの構築を促進し、地方のデジタル経済の発展を支えることが可能だと考えております。

そのために我々の提案なのですが、国土交通省さんとか地方自治体さんの河川や道路管理用の光ファイバーや既設管路のウェブ開示を要望させていただきたいと考えております。

ルートと空き情報をウェブ上で一元化したものが見られることによりまして、ルートに関しての効率的な設計ができます。

下のもの、載っているものに関していきますと、現在も国土交通省さんのページの中で開示はされているのですが、我々が望む範囲でいきますと、もっと粒度の濃いものというので考えておりまして、理想で言いますと、道路の右側に管路があるのか、左側に管路があるのか、そこまで分かると我々としても設計としては非常にやりやすいというのがあります。

2点目に関して、光ファイバーと既設管路の許認可の手続の簡素化とウェブ化になります。

電線共同溝や河川の占用申請等の手続を統一化していただくことによりまして、オンライン化で調査や申請を円滑に進行することができます。現在でいきますと、年に1回だけ申請することができるのですが、これも適宜できますと、ここは我々のやりたい計画に沿った枠組みとして申請できますし、非常にそこも望まれるところかなと思っております。

3番目なのですが、NTTのダークルート開示になります。

こちらは本当にブロードバンド化が進展してくる中でいきますと、ネットワークの依存が増加している中で、通信の障害によって、事故によってサービスの安全と信頼性の確保が重要になってきております。こちらは、通信キャリアに関してでいきますと社会的責任があります。NTT東西の加入ダーク、中継ダークは非常に使いやすいのですが、その使いやすいダークに関してはルートが非開示というのがありまして、テロ対策でいくとすごく重要なのですが、セキュリティと通信のネットワークの透明性を考えたときに、これからでいきますと、このバランスが非常に重要だと思っております。この情報社会のインフラ整備において重要な課題になっております。

なので、私たちでいきますと、下に載せていますけれども、このNTTダークを利用した冗長の構成でいきますと、まず、NTTを起点にしてこのファイバールートを構築したとしまして、それがルートが非開示だった場合なのですけれども、NTT以外のダークファイバーだと、このクロスポイントがどうしても発生するおそれがあります。このクロスポイントというのは、実際には赤と青の線で載せていますけれども、1系、2系の冗長ルートになるのですけれども、この重なる区間のことをクロスポイントと言います。

こちらは、道路支障が事故などで発生した場合でいきますと、サービスに対して本当に途絶してしまうおそれがあります。なので、我々でいきますと、この完全な異ルートでの冗長化を目指しておりまして、このクロスポイントのないネットワーク設計で構築する必要があります。

こちらに関しては、相互接続協定の枠組みの中で、ネットワークの安全性と信頼性の確保を目指した中で、NTTダークファイバーのルートの情報開示を求めています。このルートの情報開示を、相対での秘密保持の徹底をすることによって、情報の機密性とネットワ

ーク設備の効率的な運用の両面をできると考えております。

こちらによって、NTTを利用した冗長構成であっても、NTTのダークがルートが開示できた場合でいきますと、NTT以外のダークファイバーに関しては、このクロスポイントなく設計できるというのがありますので、これによってダークファイバーを利用した完全異ルートの冗長構成というのが可能になっております。

最後に、データセンターはそれだけですと単なる箱になります。なので、この光ファイバーを整備することによって、超広帯域、かつ、高接続性を実現することができます。これによって日本の社会の基盤として位置づけて、日本再興につなげることに期待しています。この取組は、データセンターを単なる施設ではなくて、日本経済の中核的な役割を果たす上で拠点へと変革させる上でも貢献できると考えております。デジタル基盤の強化だったりイノベーションの促進、経済の安全性の確立、高密度光ファイバーの需要の対応になると思います。

実際、東阪に関してでいくと、ハイパースケールのデータセンターを多く建設させてもらっていて、大量のデータが流れていて、大量のファイバーが敷設されています。現在でいきますと、地方と東阪、ここをつなぐ光ファイバーが少なくてボトルネックになっているのです。なので、我々は、データセンターだけではなくて光ファイバーの整備によって地方の活性化が重要だということを本日説明させていただきました。

以上です。ありがとうございました。

○落合座長 どうも、御説明、ありがとうございました。

では、続きまして、国土交通省から説明を7分以内でお願いいたします。

○国土交通省（井上審議官） 国土交通省総合政策局審議官の井上でございます。よろしく申し上げます。

規制改革推進室から検討事項を頂戴しておりますので、検討状況と対応方針につきまして御説明いたします。

資料の1ページ、まず、収容空間に関してでございます。

国が管理します光ファイバーの収容空間、道路・河川の管理に支障がない範囲で各根拠法令に基づいて民間事業者等に開放を行っております。令和4年度末時点での状況でございますが、その表にありますように、開放できる区間、約2万2000キロ、うち、既に利用いただいている区間は1万6000キロ程度ということでございます。

2ページ、収容空間の開放状況は国土交通省のホームページ上で公表してございます。地方整備局の単位で地図上に収容空間の整備状況を図示してございます。図上の事務所をクリックいただくと、表の形式で収容空間の起点・終点・延長等の位置情報などや、利用可能なさや管の条数等が閲覧可能という形になってございます。

3ページ、法的には占用許可の手続が必要になってまいります。所定の申請書の提出受け付けから占用許可書の送付までおおむね3か月ということで対応してございます。

4ページ、次に光ファイバーに関してとなります。



国が管理します光ファイバー芯線につきましても、e-Japan重点計画2002等を受けまして、収容空間と同様に施設管理に支障がない範囲で開放してございます。法的には占用許可ではなく兼用工作物としての取扱いになります。

令和4年度末時点での状況でございますが、開放できる区間の合計が約1万8000キロメートル、うち、既に解放されている区間の延長が約7000キロメートルということでございます。

5ページ、収容空間と同様に、国土交通省ホームページ上で位置情報、利用可能な芯線等の情報を公表してございます。

6ページは、利用の手続きでございます。

手続きとしては、河川・道路共通の所定の利用申込書を、原則、電子メールで御提出いただいております。その後、兼用工作物管理協定を締結いたしまして、実際の利用に至るという流れでございます。

7ページ、検討方針につきまして御説明させていただきます。

まず、現在、河川と電線共同溝の占用許可手続きにつきましては、電子メールでの申請を受け付けているという状況でございますが、現在、国におきまして申請のオンライン化の検討中でございます。今年度以降、順次オンライン化を進める予定でございます。

あわせて、下のところに書いてございますが、光ファイバーの利用申込み手続きも含めまして、申請者の利便向上のため、道路・河川・電線共同溝、共通で一元的にオンライン申請ができるプラットフォームを整備いたしまして、申請窓口のワンストップ化を図っていこうと考えてございます。

以上、改めて整理をいたしますと、8ページのとおりでございます。

各検討事項につきまして、国としてはしっかり対応していきたいと考えてございます。

さらに、地方公共団体につきましては、まずは今年度、各施設管理者の収容空間及び光ファイバーの整備状況とか開放の可否、位置情報等の整備状況につきまして実態調査、実態把握を行っていく予定でございます。

調査結果も踏まえまして、国と地方の一元的な情報公開方法についての検討が必要になってまいります。その上で、情報公開に必要なデータの収集とか資料の作成、さらにはインターネット上での情報公開等につきまして地方公共団体に協力を要請してまいることとしております。

さらに地方公共団体も含めまして、申請手続きのワンストップ化、オンライン化を図るために、今後、国で先ほど整備すると説明いたしましたが、整備する予定の申請プラットフォームにつきまして、完成をした際には活用いただくように要請、働きかけを行っていこうと考えております。

また、推進室のほうからございました、総務省との連携につきましても、民間企業の意向等も踏まえまして、今後、一緒に何ができるか考えていきたいと考えております。

最後となりますが、国土交通省におきましては、これまでの道路・河川等のインフラの

適切な管理のために、これまで収容空間とか光ファイバーの整備・管理を進めてまいったところでございますが、今回の御提案、これらのネットワークが民間のビジネスという意味からも大きな期待をいただいているということで、既存インフラの有効活用という意味からも重要な課題であると受け止めてございます。

先ほど事業者の方々からの御説明の中で、民間のニーズとか要望等を詳しくお聞きすることができました。これを十分に踏まえまして、さらに実態ニーズ等の把握に努める一方で、実際にインフラ管理をしておりますのは地方公共団体でございますので、地方公共団体の現状、意向も確認しつつ検討を深めまして、できることからスピーディーに対応してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○落合座長　どうも、御説明をありがとうございました。

また、各要望者の御意見も踏まえて検討していただけるというお話もいただきまして、感謝申し上げます。

では、続きまして、総務省から御説明をいただきたいと思えます。7分以内でお願いいたします。

○総務省（木村部長）　総務省電気通信事業部長の木村でございます。

今回、2点ほど規制室のほうからお題を頂戴しましたので、資料に基づきまして御説明をさせていただければと思います。

まず、1ページ、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」というものがございます。そちらの概要になります。

平成12年当時、世界最先端のIT国家を目指すということで、政府一丸となって取り組んでいる中で、光ファイバー網の整備が不可欠という認識の下で、線路敷設の円滑化についてという基本方針、これが平成12年11月「IT戦略会議・IT戦略本部合同会議」において取りまとめられました。その中で、政府に対しまして、電柱・管路等の対応手続などを定めたガイドラインを策定、公表することということが求められたところがございます。

それを受けまして、関係省庁とも協議の上で、審議会への諮問を経て、平成13年4月に、先ほど申し上げましたガイドラインを策定したところがございます。ページ数で十数ページほどのガイドラインでございますが、これは真ん中の「2. 目的等」にありますとおり、認定電気通信事業者と設備保有者の双方が遵守すべき標準的な取扱い方法、これを定めたものでありますとともに、他人の土地等の使用権に関する協議の認可、あるいは裁定に当たっての運用基準として機能するものという位置づけとなっております。

具体的な内容としましては、その下にございますけれども、貸与の基本原則、公正性、無差別性、透明性、効率性といったもの。それから、貸与申込みの手続、貸与の期間や対価、そういった設備保有者と通信事業者が遵守すべき事項がガイドラインの中に規定されているところがございます。

次のページ、こちらは参考として、今申し上げましたガイドラインでございますけれども、これは実際の設備使用の実態等を踏まえまして随時見直しを行ってきているところで

ございます。平成13年に策定をしてから、その後、約8回にわたって見直しを行ってきたというところがございます。こちらは参考として付けさせていただきました。

次のページ、こちらは、そのガイドラインの中において、実際に情報開示等の取組、この手続等々がどうなっているかというところでございます。

第二条に「調査回答期限等」がございます。設備保有者は、事業者から設備の調査の申込みがあった場合には、できる限り速やかに提供の可否の回答を行うということで、原則として2か月以内に提供の可否の回答をするということとか、あるいは一番下に情報開示というのがあったりしますが、使用可能状況についての照会、そういったものに対しても随時事業者への回答を行うことが、このガイドラインの中で規定されているところでございます。

次のページです。実際、こちらで言われています公益事業者の一つでありますNTT東西、こちらの事業者において、管路等の情報開示に関してどういう運用状況になっているかということでございますけれども、先ほどの事業者さんからのお話にもありましたが、まず、電柱添架につきましては、希望する事業者との間で個別に利用契約を結んで情報を閲覧できるようにしています。ただし、広く一般に公開しているものではないということで、利用契約を結んだ相手方との間での閲覧という形になってございます。

それから、管路につきましては、ルートの公開は行っておらず、事業者等から問合せがあった場合に、当該ルートの提供可否を確認の上で回答するという形になってございます。その際には、NDAを結びまして、目的外利用を禁止した上で、いわゆる工事の施工に必要な情報としてのルート・管路の位置、こういった必要な範囲に限定をした情報、これを当該事業者が開示をしているという状況でございます。

また、複数ルートの検討要望、先ほどから冗長化ということで異経路構成の話がございました。複数ルートの検討要望があった場合には、一括で調査の上回答しているという実態もございます。なぜこういう扱いにしているかというところが下に理由としてありますけれども、まず、経営上の秘密に当たるという点と、もう一つは、やはり広く事前に一般に公開をしますと、いわゆる安全保障の観点とか公共の安全性、それから、ネットワークのセキュリティーのリスク、こういった点が懸念されるということで、上記のような扱いになっているところでございます。

5ページ目、いわゆる接続制度に基づきます光ファイバーの情報開示の取組について御説明させていただきます。

電気通信事業では、事業者間の設備、それぞれ相互接続することが不可欠となっております。その中で、全ての事業者に対して、法律上、他社のネットワークとの接続の請求、これを受けたときは、原則としてこれに応じる義務を有する形になってございます。その中で、特に加入者回線のシェアが大きい事業者、実際にはNTT東西が指定されておるのですけれども、第一種指定電気通信設備と指定しまして、接続約款の策定、認可、そういった特別な規制を課している状況でございます。

その中で、実際、その情報開示の扱いどうなっているかというところが2のほうで、下のほうになりますけれども、NTT東西は、指定された設備との接続を円滑に行うために必要な情報、これとしまして、ファイバーの始点・終点とか芯数、ケーブル長等々、こういったものについては、セキュリティーの観点等を踏まえまして、NDAを締結した事業者に対して限定して開示をしているという状況がございます。

なお、一方で、光ファイバーのいわゆる中継のルート、途中経路の情報につきましては、こちらは、非常に重要な回線等も併せて収容されているという状況もございます。安全保障の観点、公共の安全あるいはネットワークのセキュリティーの観点、それから、先ほども申し上げました重要な経営上の秘密でもあるということから、先ほどもお話がありました非開示という扱いにしているところでございます。

一方で、NTT東西、これは他事業者から、先ほどもちょっと出ました異経路構成、これを求められるような場合には、それに応じる手続は既に整備済みになってございまして、件数は少ないですけれども、実際にその手続を利用して取り扱っている事例もあると聞いているところでございます。

最後になりますけれども、今回、現状の制度と今後の対応方針を説明するようにとの御指示をいただきました。

制度につきましては、今、御説明差し上げたとおりですけれども、今後の対応方針、これにつきましては文字に落とし込んでおらず恐縮でございますが、本会議におきます御議論等を踏まえ、御要望のあった事業者の皆様、それから、設備保有者側の事業者の方々、こういった方々の御意見も伺いながら、どのような方策が取り得るか、国交省と関係省庁とも連携をさせていただきながら検討を進めていきたいと考えておるところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○落合座長 どうも、御説明をありがとうございました。

総務省においても要望者等々の御意見を聞いて検討していただけるということで承りました。

質疑応答に入りたいと思います。

本日は、オブザーバーとして株式会社TOKAIコミュニケーションズにも御参加いただいております。

発言者は私から指名させていただきますので、御発言を希望される方は挙手ボタンをお願いいたします。質問や意見、回答は簡潔をお願いいたします。

最初に私から1つだけ、ビー・ビー・バックボーン様のほうにお伺いしたいと思います。総務省様のほうも、今回の要望者であったり、関係する要望を持っている方のお話を聞いていきたいというお話がございましたが、本日、AWSの方からも御要望をいただいておりますが、そのほかの国内外のデータセンター関係の事業者のほうからも同様の御要望があって、そういうものを聞かれて本日はお話をいただいているということでよろしかったでしょうか。また、そういう要望の声などを聞かれているのであれば、最初にお話いた

だけると、ありがたく思います。

○ビー・ビー・バックボーン株式会社（中谷部長）　こちらに関してでいきますと、本当にAWSさんともそうなのですけれども、守秘義務というのは非常に強くある中で、我々でいきますと外資のお客様と守秘義務を守った中で、相対の中でお客様からのリクワイアメントを聞くようにしております。そういった中でいて、ファイバーに関して、もう完全に異ルート、日本以外でいくともうそれは当たり前なのです。当たり前の中でいて、このデータセンター間に関して、しっかりとルートを構築して、それを用意してほしい、提供してほしいということが要望としてあるというのが基本になっております。

それが我々でいきますと、基本は、国内で考えますと、NTTさんのファイバーが基本としてある中でいて、ちょっとそこは外れた世界だなというのは、データセンターインターコネクトをやる中で感じた最初の印象になっております。

○落合座長　分かりました。ありがとうございます。

いろいろな方から聞かれているけれども、要望の詳細とかはそれぞれ個別に聞いてくださいということで承りました。

そうしましたら、村上委員からお願いいたします。

○村上専門委員　村上です。御説明、ありがとうございます。

総務省さんも国交省さんも前向きに検討されるということで、よかったかなと思います。私からは需要への対応という観点から、総務省に2つ、国交省に1つ質問したいと思います。

まず、総務省さんにですけれども、今後、通信需要が増大する中で、光ファイバーの敷設需要をどのように見込んでいるのか、これまでラストワンマイルとか人口カバー率を上げる取組をされていましたが、今日のお話を伺うと、幹線部分の状況がかなり急がれると思います。どのようなルートに対して、どの程度の需要がいつまでに発生するのかという数字を検討しているのかしていないのか、もし分かったら教えてください。これが1点目です。

2点目は、その需要がかなり大きいものであるとしたら供給が間に合うのか。今のような情報開示とか手続方法のままで本当に敷設がスケジュール的に間に合うのか。やはり、一元的な情報開示と手続のワンストップ化は必須ではないかと総務省では考えているのか、この2点、総務省さんに伺いたいと思います。

国交省さんには、先ほど自治体なども含めた異なる管理主体の収容空間の情報開示の一元化と手続のワンストップ化に取り組みますというお話がありましたが、これも、やはり需要に間に合わないといけないので、相手のある話なので、変わってもいいのですけれども、現時点で目標年次、いつまでにこれを達成しないと需要に対応できないと考えているのか、その辺りをお伺いできればと思います。

私からは以上です。よろしく申し上げます。

○落合座長　ありがとうございます。

では、総務省のほうに、需要見通しの変化を踏まえた検討の状況、また、一元的な情報開示について、御質問の点について御回答いただき、その次に国交省様のほうから、一元情報開示、ワンストップ手続の関係で、需要に応じた対応の見通し、また、目標の年次について御回答いただきたいと思います。それぞれお願いいたします。

○総務省 総務省でございます。

今御質問いただきました2点でございます。まずは通信需要、特に幹線部分のところについてどのように見込んでいるのかと。そういった検討なり何なりをしているのかという点でございます。

我々のほうとしましては、たしかビー・ビー・バックボーンさんの資料のほうにもあったと思いますけれども、今、デジタル田園都市国家のインフラ整備計画というのを進めるということで取り組んでおります。この中で、光ファイバーについては、どうしてもまだ100%に至っていないということで、未整備地域の取組を中心に検討しているところでございます。

一方で、データセンターについての取組ということについては、その計画の中でも、1つ項目として取り上げて考えているところでございます。基本的にはデータセンターの拠点の整備を念頭には置いておるのですけれども、データセンターが増えていくことによって、当然、その間を結ぶようなルートの通信需要が増大するという、これはおのずとそういうことに発展するという、具体的な計画等はございませんけれども、そういったことが起こり得るということは念頭に、今後のインフラの整備計画というのを進めていかななくてはいけないという認識は持っております。それが1点目でございます。

2点目については、需要が大きいと供給が間に合うのかという点についてでございます。

手続のワンストップ、我々も、実際、事業者のほうでオンライン対応をしているかどうかというのを、調べられる範囲で確認をしてみました。受け付け等でそれぞれの事業者が、オンラインで問合せをする窓口、クリックするようところがあったりする事業者はおりますけれども、一方で全体オンライン化というのは見当たらなかったというのが実態でございます。当然、ほかの事業者との間での統一的な窓口というのも今のところはありません。

そういうところでございますが、先ほども申し上げました、どういった方法、それぞれの事業者さん、そのインフラというのは非常にセキュリティーの面からもある種慎重に扱わなくてはいけない側面もあろうかと思いますが、一方で、御指摘いただいた需要にどうやって対応していくかという両面があろうかと思っております。したがって、その手続等々につきましては、先ほど申し上げました関係省庁、国交省さんも含めまして、どういった対応ができるか、事業者の意見も伺いながら、今後、速やかに検討を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○落合座長 どうもありがとうございます。

前半の御質問で、特に需要見通しで、まだ具体的に検討がされていないとおっしゃられた部分は、早急に検討して何らかの計画を立てていただくことが必要ではないかと思えます。

続きまして、国土交通省様のほうも、先ほど御質問した一元情報開示、ワンストップなどの点について、需要に応じた対応、目標年次についてお知らせいただけますでしょうか。  
○国土交通省 国土交通省でございます。

まず、私どもの光ファイバーあるいは収容空間につきましては、冒頭に申し上げましたように、私どもの施設管理のために設置しているものでございますので、その中で、空き部分について開放させていただいているというものでございますので、その全体の需要に沿って新たに整備するとかそういったことは考えてございませんが、申請のオンラインにつきましては、こちらのパワーポイントのほうでお示しさせていただきますように、申請プラットフォームの構築を令和7年度に考えておりまして、それ以降、7年度以降にワンストップ化が実現するものと考えてございます。

一方で、地方公共団体につきましては、それぞれの管理者様の意向があると思えますが、なるべく早く現状把握し、意向確認した上でどういう形で一緒にやっていくかというのを考えていきたいと。

○落合座長 最後、ミュートになったようですので、恐縮ですが最後の部分をもう一度お願いします。

○国土交通省 地方公共団体の事情をしっかりと把握しながら、どの段階でワンストップ化を一緒にできるかということについて、急いで検討してまいりたいと思えます。

○落合座長 ありがとうございます。

村上委員、よろしいでしょうか。

○村上専門委員 総務省さんは、ぜひ数字で、いつまでにどれぐらいの光ファイバーの敷設ができないと日本の産業に影響を与えるのかというのを数字で押さえていただいて、それから逆算して、いつまでに達成するかというのを国交省さんと一緒に考えていただかないと、できるところからとやっているはずとずるずるといってしまうので、やはり目標年次をしっかりと需要を基に決めて進めていただければと思います。どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございます。

○落合座長 ありがとうございます。

では、次に、芦澤委員、お願いいたします。

○芦澤委員 ありがとうございます。

本件、御説明いただきまして、国・地方公共団体、それから、公益事業者ということで、官庁がまたがって進められるべき問題だということに認識が至りました。一方で、国の競争力の観点からは包括的に情報提供していく、手続を標準化していくということが喫緊の課題だということも理解したわけなのですけれども、この点において、国交省さんと総務省さん、どちらがイニシアチブを取られるかというところについて確認をさせていただき

たいと思います。

各国の通信状況等の政策で見ると、恐らく通信省、我が国で言うと総務省というところがイニシアチブを取って進めていくべきことなのかなと思うわけなのですが、その点、総務省さんのほうでその認識でよろしいのか、国交省さんのほうでも、そうした場合に、総務省さんのほうに連携していくというような流れが可能なのかというところで1点御質問です。

続けて、国交省さんのほうでは標準化については着手されているという御説明であったわけなのですが、それぞれの省庁、もしくは地方公共団体ということで、個別に進めるのではなく、1つの方針として進めたほうがよいのか、それとも、個別に進めながら、最後、取りまとめていくということがスケジュール的、実務的によろしいのかという点について、これは総務省さんと国交省さん、それぞれについてお伺いしたいのですが、どちらが現実的に、スケジュール早く、利用者が最も分かりやすい情報、簡便的な手続ということができ得るのかということについて確認をさせていただきたいと思います。

○落合座長 芦澤委員、ありがとうございます。

イニシアチブの点と標準化を一部国土交通省が先行して進められている点との関係で、現状の取組をどのように整合性を持つ形にさせていただくかということで、両省にそれぞれお答えいただくということかと思っておりますので、今の2点について、そうしましたら、総務省、国交省の順にそれぞれお願いいたします。

○総務省 総務省でございます。御質問、ありがとうございます。

今いただきました手続の標準化等々について、官庁をまたがるとどちらがイニシアチブを取るかということで、総務省かなという御指摘をいただきましたが、物によって違う面もあるかと思っておりますけれども、若干こちら総務省側、特に、民間の設備保有者の事情という意味で言いますと、いわゆる保有主体が国というものなのかというものと比べると、どうしても民間の事業者という意味で言うと、いわゆる民間の事業者の財産になるという側面もあります。それから、今、手続がそれぞれ各事業者によって違うというところもあります。似通ってはいるところもありますけれども、違うところもあるということで、その辺りの調整がおのずと関わってくるかなというのが、民間事業者側の事情としてあるかと思っております。

それから、実際に、今、そういう意味ではワンストップ化に向けて、国交省さんが取組を進めていらっしゃるという実態がありますので、恐らく我々は民間の事業者間の調整も含めてやらなくてはいけないということで、そのスピード感にすぐに追いついて抜けるかという、そういうことにもならないような気がしております。

それから、民間の事業者のほうも、いわゆる道路占用許可とか、そういった手続もやることを念頭に光ファイバー等の敷設というのをやっていくという実情もありますので、どちらがイニシアチブを取るかというのを明確にこうあるべきというのがなかなか難しいかとは思っています。我々のほうの立場としては、こちらのほうでできることもしっかりやりつ



つ、国交省さんと関係の省庁さんとも連携を取りながら、うまく歩調が合うような形を少し目指してみたいということかと思っているところでございます。

以上です。

○落合座長 国土交通省様。

○国土交通省 国土交通省でございます。

もう一度繰り返しになりますが、国土交通省という立場は、今回の件に関しましては、私どもで直接管理しております道路、あるいは河川の管理用として管路を持っているわけございまして、ある意味、事業者的な立場で管路を保有しているということでございます。そういったことを踏まえまして、私どもの持っています施設の利用の手續のワンストップ化に向けて進んでいっているということを御説明させていただきました。全体の、民間の事業者も含めたという話になりますと、私どもの所掌とは若干違うのかなと思っております。

○芦澤委員 ありがとうございます。

よろしいですか。

○落合座長 どうぞ。

○芦澤委員 お立場はよく分かりましたし、非常に理解できるお話だったと思います。

一方で、国の競争力という話をいたしましたけれども、これだけ技術が進んでデータ化が必要とされて、通信網が、データ網がというところの中で、やはりイニシアチブを持って進めていくという姿勢を持っていただかないと、恐らくお立場だけだと進みづらいというところがあるのだというのは皆さんお感じになっていらっしゃる部分だと思います。

改めまして総務省さんに、やはりこれは通信の問題であると。データを進めていくということにおいてイニシアチブを取っていただきたいということと、まさに民間事業者のところの難しいという意味においては、社会公共性と今回の喫緊の課題というところをもってして、法制度、要は開示していただく、それから、指導をして進めていただくという意味の法制度の部分にも踏み込んだ形で進んでいただくというのが必要なのではないかと思いました。そういうことで、この点について総務省さんにもう一度だけ簡単に御意見を伺わせていただければと思います。

○総務省 総務省でございます。御意見、ありがとうございます。

御指摘の点、理解するところでございます。やはりデータの重要性というのが高まっていく中で、それに対してしっかりと国として対応していかなくてはいけないということは、まさに同感するところでございます。

実は、先ほどの説明でもありました、いわゆるガイドラインの策定に当たっても、実はこのガイドラインの対象としましては、電力事業者だとか、あるいは鉄道事業者だとか、そういった方々の設備、これも対象として定められているガイドラインとなつてございます。そのときも、実は総務省が中心になって、関係省庁、関係事業者とも調整をした上でガイドラインを策定したという経緯もございまして、そういう意味で、我々がイニシアチブ

を取らなくていけない部分というのはしっかり取っていきつつ、一方で、重ね重ね恐縮ですが、安全保障とかセキュリティの観点というのも、効率化等々の観点と併せてうまくバランスを取ってやっていかななくてはいけない側面というのは、一方で否定できない部分かなとも思っていますので、その辺りをしっかりと踏まえながら、我々としてできることを速やかに検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○芦澤委員 ありがとうございます。

恐らくほかの委員からありますので、私から一言だけですが、セキュリティの問題は、NTTの中でもいろいろな方が関わって、あるルールを持って運用されている。これをほかの事業者と限定的にNDAを結ぶ形で、限られた形の方がきちんとルールを持って進めるということで、進むことは可能だと先ほどのヒアリングからもありましたし、そう思いますので、ぜひスピード感を持って進めていただくというところを私から申し上げたいと思います。ありがとうございます。座長にお返しします。

○落合座長 どうもありがとうございます。

総務省のほうでは責任を持って進めていただくということで、もちろん、所管の違いというのはありますが、河野大臣が進められているデジタル庁、デジタル改革の取組の中でもユーザー視点といいますか、利用者側にとってちゃんとワンストップサービスになるようにということで、一元的に、一回で情報が開示されていたり手順が分かるようにということが求められていると思いますので、総務省様のほうではそういった視点でぜひ御検討いただけないでしょうか。よろしいでしょうか。

○総務省 総務省でございます。

我々のほうでもどういったことができるかというのは、速やかに検討に着手したいと思います。

○落合座長 国土交通省様のほうも御協力して進めていただけますでしょうか。

○国土交通省 はい。御協力してまいりたいと思います。

○落合座長 ありがとうございます。

次に、時間が、後ろがございますので、手が挙がっている方が多いので、何人かまとめて御質問をいただいて御回答をいただこうと思います。岩崎委員、宮下委員、瀧委員のほうでそれぞれ御質問を手短にお願いいたします。

○岩崎専門委員 岩崎です。

それでは、私のほうからは、まず総務省さんに、芦澤委員とも重なるのですが、光ファイバーのネットワークというのは、ルート等も含めて今や本当にデジタルインフラになっておりますので、インフラである以上、確かに安全保障とかセキュリティの面もあるのですが、事業者間に限定して互いに開示するという方向でプッシュすべきなのかなと思っていますので、その考えをお聞かせくださいということ。

あと、国交省様への質問なのですが、申請手続のワンストップ化のために共通プ

ラットフォームを整備して、それを国が活用するとともに、地方自治体にもそれを活用するよう要請すると先ほどおっしゃったのですが、これを、例えば民間事業者、公益事業者さんにも開放すると、より使う側も便利ですし、実際の公益事業者さんのシステム構築のコストが随分下がると思っていますので、みんながハッピーなのかなと思うのですが、それは可能なかどうかということをお伺いしたいです。

以上です。

○落合座長 では、宮下委員もお願いいたします。

○宮下専門委員 では、私のほうから、事業者様に、今回御出席されている中で言うとアマゾン様とビー・ビー・バックボーン様に御質問させていただきます。今回、解決すべき課題の棚卸しという趣旨での質問です。

今回の話で、ドミナントが持つエッセンシャルファシリティを新規事業者のほうに開放して、設備を利用した事業の競争を促進していこうとこういふ話だと理解をしておりますが、この手の話は3つ重要なことがありますして、1つ目が情報開示、2つ目が設備利用に関する契約の交渉とか締結手続がスムーズに行われること。この2点に関しては、今回課題意識と御提案が共有されたと理解をしておりますが、3つ目として、契約の履行です。

今回の文脈で言うと例えば設置工事、これがスピーディーに行われるということも私は非常に重要だと思っております、私からの質問は、この3つ目に関して、何か皆さんのほうで課題のようなものがあるのかなのかということを確認させていただきたいと思っております。例えば、設備保有者が指定する業者だけが工事に関与できて、その確保に実は1年かかりますみたいな、そういう課題があるのかなのかということを確認させていただきます。

以上です。

○落合座長 ありがとうございます。

瀧委員もお願いいたします。

○瀧専門委員 ありがとうございます。

そういう意味では、ビー・ビー・バックボーン様とAWS様に御質問がありまして、恐らく、1つ目はビー・ビー・バックボーンさんだけかもしれないのですが、手続上のローカルルールといいますか、今回、一元化しましょうとか標準化を考えましょうというトピックになっている、この申請件数は目の子、年間何件ぐらい行われているのかであったり、あと、有意義といいますか、意味のあるローカルな事情というのはどういうことが考えられるのかというのを改めてお聞きしたく思っております。ないのであれば、本当に標準化に向けた議論を強くするべきだと思っておりますので、その点をお伺いしたいというのが1点目でございます。

2点目は、これはひねくれた御質問かもしれないのですが、どこに何が敷設されているとか、そのアベイラビリティが分かっている状況は、一度調査し切ると、その

会社さんがある意味競争優位といいますか、経営情報としては割ととよいものを持つような状況にも感じるのですけれども、それよりもリアルタイムにそれが更新されることであったり、そもそも分かるためにかかるコストが高過ぎるので今回の御要望が生まれてきているという御理解で合っていますかという2つの質問でございます。

以上でございます。

○落合座長 ありがとうございます。

では、最初に岩崎委員から御質問がありました、総務省への、デジタルインフラとしての観点でどうなのかという点と、国土交通省様のほうから、手続のワンストップに関する御質問があった点、それぞれ御回答をお願いいたします。

○総務省 総務省でございます。

まず、御質問いただきました点、事業者さんに限り開放、ルートの情報も開示したほうがいいのではないかというお話だったと理解をしております。現状として、先ほども申し上げました、特に中継ルートについては、普通の管路等々の情報に比べて、さらにセキュリティに配慮しなくてはいけない側面が大きいと事業者さんのほうも理解しておりますし、我々もそういう側面はあろうかと思っております。そういった中で、実際にどういった範囲で、全く開示ができない範囲から、限定的かもしれないですけれども、少し前に進められる、あるいは一部分でも開示できるようなものがどういう条件下でできるのかといった観点で、この辺りはセキュリティ等に留意しながらも、事業者のほうとも具体的に相談を始めてみたいと考えておりますので、我々のほうで少し検討をさせていただければと思います。

以上でございます。

○落合座長 ありがとうございます。

国土交通省様、お願いいたします。

○国土交通省 ワンストップ用のプラットフォームに民間もということの御質問と理解しておりますが、基本的に、私どもとして、これからワンストップ化を検討してまいります。様々な課題等々あるかとは思いますが、民間も一緒に使うということを除いて検討するということはないと考えてございます。

○落合座長 ありがとうございます。

国土交通省様のほうでは民間のほうも御検討いただけるということで、もちろん、国・地方公共団体などもまとめてできるようにお願いをしたいと思います。

では、続きまして、宮下委員、瀧委員から、AWS様、ビー・ビー・バックボーン様のほうにそれぞれ御質問がありました。宮下委員のほうからは、契約の履行であったり設備工事などに関して障害がないかという点。瀧委員のほうからは、ローカルの事情、これが標準化を阻害するようなものがあるのかという点と、また、競争優位になる可能性があるというところについては、それ以上にペインが大きいので合理的な理由があるということではないのかという、合計3点御質問いただいているので、AWS様、ビー・ビー・バックボーン

様、それぞれ御回答をお願いいたします。

○アマゾンウェブサービスジャパン合同会社（吉田シニアマネージャー） アマゾンウェブサービスでございます。

前提といたしましては、光ファイバーの整備につきましては、弊社自身が行うということではなくて、通信事業者様、工事関係者様にお願いして作業いただいている立場でございます。その前提で申し上げますと、工事の履行について、もう少し迅速にできないかという問題があるかというお尋ねについては、そのような意識を持ってございます。手続に時間がかかるというのもあるのですけれども、実際、工事の迅速化というのも課題としては特に工事関係者の方からも伺ってございます。

それから、競争優位の点でございます。

クラウドサービス事業者、データセンターを運営する事業者としては、なるべく迅速にデータセンターを設置し、ファイバーを整備し、お客様にサービスを届けるというのが使命でございますので、競争優位の点も分かるのですけれども、その手続の迅速化、それから、その情報開示によって、なるべく早くファイバーを整備するということに、弊社としては重きを置いてメリットを感じてございます。

以上でございます。

○落合座長 ありがとうございます。

では、ビー・ビー・バックボーン様、願います。

○ビー・ビー・バックボーン株式会社（中谷部長） 私たちのほうでいきますと工事系のところだと思えるのですけれども、年間でいくと本当に100から200区間のところで、いろいろな地方も含めてさせてもらっている中でいきますと、ここに関しては、本当に窓口の担当者ごとに微妙に違う部分がありまして、そこに関しては本当に苦勞もしている中でやっているというのがありますので、そういったもの本当に標準化なることによりまして、こうという決め打ちの中でやれるというのは、かなり迅速化に関しては進むのかなと思っております。

実際の工事そのものでいきますと、実際、掘削ですね。我々、ファイバーの工事をする場合でいきますと、工事をどれぐらいやれるかというのは大体20メートルとかが決まっているのです。1日でやれる量というのが。なので、そうなりますと、本当に地方に行けば行くほど工期自体が長くなるということで想定できますので、この部分が地方分散化するデータセンターの中でいくと苦勞する部分かなと思っております。

もう一点あります競争優位のところでいきますと、ビー・ビー・バックボーンで言うと、前提で言うと、本当に中立的にやれるキャリアとして、今までなりわいとしてやっていたというのがありまして、我々でいきますと、データセンターを本当に地方で置く中で、その地方のデータセンターが最大化できるのかということに重きを置いております。なので、しっかりと光ファイバーが張れるような状態にならないと本当にただの箱になりますよというのはすごく強く言いたいところがありますので、これによって競争優位性が、が、

我々としてなくなろうが、まずそこです。データセンターがしっかりと地方で活躍するというのに重きを置いた提案を今回させてもらっております。

○落合座長 それぞれ御説明、どうもありがとうございます。

時間がございますので、さらなる質疑のところは時間があればというところをお願いしたいと思っております、手を挙げていただいている委員の方々もおられるのですけれども、オブザーバーの方とか、あと、事前に質問があるということでおっしゃっておられた川本委員のほうを先に当てさせていただきたいと思っております。

TOKAIコミュニケーションズ様のほうで、ここまでの議論で何かコメントであったり、もしくは、御出席者に対する質問であったりというのがあればお受けしたいということと、その次に川本委員のほうにも御準備されている内容についてお願いいたします。TOKAIコミュニケーションズさん、可能でしょうか。

○TOKAIコミュニケーションズ（沼野部長） TOKAIコミュニケーションズの沼野と申します。お世話になります。

まず、問題点についてですけれども、ビー・ビー・バックボーンさんが御説明いただいた内容で、ほぼ我々のほうも同じような内容、感覚を持っていますということをお伝えしておきます。ですので、それを改善するための方策という意味では、何がというのは、私どもは、今持ち合わせていないですけれども、何かしら手を打っていただけると非常に助かるよというのは事業者のスタンスとしてあると思います。

○落合座長 分かりました。ありがとうございます。

それでは、川本委員、お願いいたします。

○川本専門委員 ありがとうございます。

私のほうから3点質問させていただきたいと思います。

1点目は、これは国交省さんになのですけれども、資料の7ページでお示しいただいたオンライン化のスケジュールについて、スピードについてお伺いしたいと思います。

今朝の新聞にも、日本のデジタル競争力がIMDで32位ということでまた後退したというようなマクロの状況が報じられておりました。AIが普及して通信量がまた一層、予想のつかないぐらいのスピードで増えるという可能性もあると思います。そういう意味で、前向きなレスポンスをさせていただいていて、オンライン化をやるということにコミットしていただけるのはすばらしいと思うのですけれども、ここに出ている「2年間をかけてワンストップ化を実現する」というスケジュールなのですが、冒頭、私が申し上げた、今の世界と日本の状況からすると、もう少し早められないのかなという感想を持っております。

例えば、令和6年度中にこれを実現するには、どういったことが課題になってくるのか。予算なのか、人員なのか、何なのか、そこら辺を国交省さんに質問させていただきたいと思っております。それが1点目です。スピードの件です。

2点目は、やはり国交省さんに対してなのですけれども、いみじくも国交省さんもお

っしゃられていて、これは自治体が管理しているインフラも当然入ってくるということで、自治体に関しては、これから調査をされるということで、それもされるのは大変結構なことだと思えるのですが、自治体は恐らく今でも相当対応にばらつきがあるというように指摘をされているようです。なので、自治体が標準化とか、あるいはこういうプラットフォームへの参加がなかなか進まないというような状況というのは、かなり容易に、特に私が申し上げたようにスケジュールを早めるとすると予想されるので、もうあらかじめ、そういう自治体が参加やすいといいますか、あえて言えばそれを指導できるような手段、措置、こういったものを考える必要があるのではないかと思います。その点についてどう思われるのかというところが2点目です。

3点目は、総務省さんに対してなのですけれども、ガイドラインを長らく運用されているということで、これも改定をされてきているということで、これも対応されているということでよく理解できたのですけれども、今日、民間の事業者様から様々提起された問題について、このガイドラインの遵守状況という点で、そこら辺はどれぐらい把握されているのかということです。あるいは、その遵守状況は満足できるものとお考えなのかということ。

あと、もし仮に、これを教えていただきたいのですが、満足できない場合に、総務省さんのほうは、このガイドラインを遵守させるための手段というのを何か持っておられるのかということです。NTTなどに対して業務改善命令とかを出せるものなのかどうか、これについてお聞きしたいと思います。

以上3点です。

○落合座長 ありがとうございます。

では、今の御質問の点、総務省様、また、国土交通省様のほうも御回答をいただければと思います。総務省様からお願いします。

○総務省 総務省でございます。

ガイドラインの件でございます。

遵守状況の把握という点でございますが、実は、実際にいろいろガイドラインの改定をする際には、いろいろな調査をしまして、いろいろな使いにくいところだとか、新しい事情だとか、そういった回答とかが出てきたのを踏まえて見直しとかをやってきたという経緯がございます。なので、今、定期的にといい感じではないかもしれませんが、実態をちゃんと踏まえた上でのガイドラインの見直しをやってきたという点がございます。

それから、実際に、この運用に当たって、先ほど資料の中でも冒頭申し上げましたが、資料の1ページのところで、このガイドラインというのが、実際に管路等々の使用をめぐって協議をするに当たって、大臣に対して認可申請があったり、あるいは、その使用がうまくいかず裁定を申請してくる。そういった場合には、それを判断する上での運用基準としての位置づけも持っております。

したがって、実際には土地等であまりそういう事態が生じたことは記憶にはないの

ですが、実際問題としまして、何かそういう紛争めいた状況が発生すれば、このガイドラインを基に一定の措置、そういったものを大臣が判断をするということではできる仕組みになっているというところでございます。

以上でございます。

○落合座長 ありがとうございます。

国土交通省様、お願いいたします。

○国土交通省 7ページのスケジュール感を早くできないかというような御質問かと思えます。

このお話をいただけたのが数か月前でございまして、それから、私どもは、恥ずかしながら地方公共団体等との連携等々については、それまでそれほど考えていなかったものですから、実態もまだ押さえていないということもありまして、実態調査から始めさせていただくこととしておりまして、そういったことを考えまして、様々なスケジュール、調査等々を考えますと、我々として最速でこのスケジュールを今回お示しさせていただいたと考えてございます。もちろん、これをできるだけ短くなるような努力はさせていただきますが、今のところこれが最速ではないかと思っております。

○落合座長 ありがとうございます。

先ほど自治体の関係のお話でございましたが、瀧委員とか川本委員からもお話があった中で、ローカルルールというような観点も問題になる場合があるのではないかという問題意識も示されている部分もあったと思えますが、そういったところもあります。できる限り一元的にオンライン開示をされるとか、必要がある場合には、ほかの分野で議論がございまして、法令であったり政省令であったりというところでの措置ということも御検討いただけないかなと思えますが、国土交通省様、御検討いただけますでしょうか。

○国土交通省 いずれにしても、現状、私どもの占用許可とか使用は、それぞれの施設管理という一番根源的な目的の下にやっています。それを大前提に動いていますので、その中で最大限、民間の方の利便性を高めるところが、この申請窓口のワンストップ化と思っております。

そういった意味で、今回お話がありまして、検討させていただきまして、このワンストップ化ということをお示しさせていただいたところでございます。

○落合座長 分かりました。

いずれにしても、まず今お示しいただいた内容は分かりました。今後、より検討を進めていただきたいと思います。

残りの時間の関係で、追加の質問は前回と同様にまた追ってやらせていただくということをお願いをさせていただいて、この場で特に意見等を、今手を挙げていただいている方からそれぞれ1分ずつぐらいでお話しさせていただいて、後はやり取りが不十分な部分について



は、また追って事後の質疑もさせていただきたいと思います<sup>1</sup>。

そうしましたら、藤本委員、御手洗委員、ビー・ビー・バックボーン様、堀委員、時間がなくて恐縮ですが、それぞれ1分ずつでお願いいたします。

○藤本専門委員 ありがとうございます。

常時高速接続というのは、これからのイノベーションを加味したときには必要不可欠なものということで、今回の整備は非常に重要なポイントだと感じております。一方で、これは懸念し過ぎると逆に阻害するようになってしまうので注意はしたいのですが、やはり情報が集約されるということは、それだけ重要な情報にアクセスしやすくなるというところになってくると思っています。そういった管理の観点で、電気通信事業者に限ってというお話もあったかと思うのですが、現状、339社、ウェブサイトを見るとありまして、そういった事業者の手続のところはどのぐらい大変かというのは事前にお伺いしたのですが、そういったところは見直しをされていくのか、やはり、これからも増えていくものなのか、どんな形で管理されるかというところを追加でお伺いできればと思っています。

というのも、そこにアクセスすればこの情報にアクセスできるとなると、また、そういったところのアクセスの仕方だったり、情報の取り方、管理の仕方というところが変わってくるのではないかと懸念しております。

私からは以上です。

○落合座長 ありがとうございます。

御手洗委員、お願いいたします。

○御手洗委員 ありがとうございます。

私からは、道路や河川などの占用申請について、オンライン化やワンストップ化などを御検討いただきまして、誠にありがとうございます。

オンラインに移していくときに、単に既存の手続をオンラインに移すだけではなくて、重複手続とか非効率になっているところがないか見直して、利便性を高めてからオンラインに移していくということが肝要かと思っておりますので、ぜひその点をお願いいたします。

少し細かく具体的な論点なりますけれども、例えば河川の占用申請においては、継続利用の場合でも、初回と同じ添付資料を求めるといったようなことが現在あると聞き及んだりしておりますので、こういったところも利便性を高めるように、一度添付してもらった資料を継続申請の場合はそのまま使えるのであれば再添付を求めないとか、当たり前のことですが、スリム化して利便性を上げた状態でオンラインに移行していただければと思います。よろしくお願いいたします。

○落合座長 御手洗委員、ありがとうございます。

---

<sup>1</sup> いただいた質問への回答については、P. 29 別表「委員・専門委員追加質問への各省庁からの回答」にて一覧化している。

中谷様、お願いいたします。

○ビー・ビー・バックボーン株式会社（中谷部長） 今、資料、出ますでしょうか。

この田園都市構想の中で言っても、このデータセンターに関してで言うと、この完成自体も2025までやっておりまして、これ以降が運用開始となっております、これで考えますと、最初にAWSさんが言われていたように、本当に構築とかは2年ないし5年とかかかってしまうというのがあります。そういった中でいて、今、議論の中でいて、抜本的にこのスケジュール感でこの規制が緩和できるのかというのでいくと、かなり難しいのかなとも思っております、その中で、より迅速にする上でいくと、もっともっとさらに全然違うようなアプローチで、例えば予備管路を使うとか、そういった動きの中で必ず空いている管路を利用して、そこで地方に対してしっかりと光ファイバーを整備していくみたいな、そういった動きというのにも必要なのかなと思っておりますので、本当に田園都市構想の中でのスケジュールというのをどうリードさせるかというのも一つ重要なのかなと思いますので、そちらのほうを最後の言葉でさせていただきます。

○落合座長 ありがとうございます。

では、堀委員、最後をお願いいたします。

○堀委員 ありがとうございます。

時間がない中ですので、国土交通省様については、情報開示、公開の内容を含めて地方公共団体とも連携して御検討いただけるということだと思っておりますけれども、本日、明確にお答えがなかったかなと思うのですが、道路の右左含めてとか、非常に細かい情報を事業者さんは要求されているのかなと思っております、できるだけ明確に計画が立てられるような情報公開というものをお願いしたいということで、希望として御意見申し上げます。

それから、総務省に関しまして、今日、様々な委員からの御質問等がありまして、できるだけリアルタイムの情報があれば、事前に情報開示できるということを模索していただくということだったと思います。今、3ページ目で書かれているガイドラインにおける情報開示は、原則として2か月以内に回答するということが現状だということで、もちろん、リアルタイムで公開できれば、そこは問題なくなってくるかなと思うのですが、今の運用としても、まさか手作業のような形で調査して回答しているということではないと思いますので、そこが、もしまだ全面開示できないという間でも、キャッチボールをして、なるべく机上計画を円滑に進めたいという事業者様の要望に沿うような形で、キャッチボールできるように、回答期間についても短縮を御検討いただくのがいいかなと思いました。

以上です。

○落合座長 どうもありがとうございます。

それでは、本日の議論は以上といたしますが、河野大臣の御都合がございますので、河野大臣から本日のワーキング・グループでの議論について御意見をいただきたいと思っております。河野大臣、よろしくお願いいたします。

○河野大臣 ありがとうございました。

アマゾンウェブサービスジャパンの皆さん、ビー・ビー・バックボーンの皆さん、TOKAIコミュニケーションズの皆さん、国交省、総務省の皆様、並びに委員の皆様におかれては、真剣に御議論いただきましてありがとうございます。ぜひ、今日の議論を踏まえて、この光ファイバーの整備の円滑化について、総務省、国交省、早急に検討し、いろいろ御改善いただきたいと思います。

国・地方公共団体、公益事業者などが管理するこの光ファイバーの手続・その他の一元化については、ぜひ取りまとめ、担当省庁を決めた上でしっかり対応していただきたいと思います。先日、閣議決定された経済対策でも、先行的にとということが盛り込まれておりますテーマですので、スピード感を持って対応していただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○落合座長 河野大臣、ありがとうございました。

そうしましたら、本日の議論を踏まえまして総括に進ませてもらいたいと思います。

本日は議題として、光ファイバー整備の円滑化のための収容空間等の整備状況のオープンデータ化等について御議論いただきました。議論を踏まえまして、各省庁に御検討いただきたい内容を申し上げます。

各省庁におかれては、先ほども各要望者の本日の御説明も踏まえて、要望をできる限り実現するように御検討されるということでしたので、それも踏まえて述べさせていただきます。

まず、国土交通省におかれては、国・地方公共団体が管理する道路・河川における収容空間と光ファイバーの芯線に関する位置情報、空き容量を含めた使用の可否、また、使用プロセス等の情報を集約、統一した形でインターネット上で開示をいただくということ、さらに加えて、その収容空間や光ファイバーの申請、使用手続における様式の統一やウェブによる使用、申請の手続のオンライン化について検討をお願いいたします。

なお、国交省からも御説明があり、議論をさせていただきましたが、今後、一元的な申請を行えるプラットフォームを整備するということが必要になってまいりますが、国・地方公共団体、それぞれ参加していただくということが必要になってまいります。

また、同じプラットフォーム上で、収容空間等の位置情報や使用可否の状況も一元的に開示するということが必要になりますし、議論させていただきましたが、必要がある場合には、法令上の措置の必要性も含めて御検討をお願いしたいと思います。

総務省におかれましては、公益事業者が保有する収容空間、光ファイバーの芯線の位置情報、使用可否状況等の開示や、その使用手続における様式統一の実施であったり手続のリアルタイム化、ウェブにおける使用手続のオンライン化について御検討をお願いいたします。

この中では、もちろん、セキュリティに関する議論はあると思いますが、その点についても所要の整理を行った上で、ぜひ、利用促進に向けて必要な取組をお願いいたします。

また、ガイドライン等については、民間企業における履行の実効性確保という点についても御配慮をお願いいたします。

また、国・地方公共団体と公益事業者とがばらばらに開示するというのではなく、それぞれの事業者、公的機関が管理をする収容空間や光ファイバーの芯線については、政府一元的なワンストップでの位置情報の情報開示、申請・使用手続の様式の統一化、ウェブによる申請、使用手続のオンライン化の実現に向けて、河野大臣からも先ほど御依頼がありました。総務省が主体となって責任を持って検討いただけるような体制というのを御検討いただき、国土交通省においても、先ほども確認していただきましたが、しっかり総務省と連携して検討していただきたいと思っております。

なお、国土交通省と総務省に御依頼した検討については、今年度末までに検討し、結論を得るようにお願いいたします。全体としては抜本的なスケジュールの前倒しも必要ではないかという声もございましたので、それも踏まえて検討をお願いいたします。

以上で議事は全て終了いたしましたので、本日のワーキング・グループを終えたいと思っております。

次回の日程等につきましては事務局から追って御連絡をいたします。速記、YouTubeはここで止めてください。

別表：委員・専門委員追加質問への各省庁からの回答

No.	質問者	質問内容	回答 省庁	回答内容
1	落合座 長	公益事業者は公共インフラを担っているため、公益事業者ではない事業者よりも積極的に開示すべきであり、さらに開示先の電気通信事業者は認定を受けている電気通信事業者に限定することで、公益事業者との個別交渉によらず事前に開示できるのではないかと考えるが如何。	総務 省	<p>インフラ投資促進の観点からも、線路敷設の円滑化のため、公益事業を行う者は線路敷設基盤に関して可能な限り情報開示を行うことが望ましいと考えます。</p> <p>一方、管路等の位置情報や空き状況については、公益事業者の重要な経営上の秘密に当たるものであり、また、広く情報を開示することにより安全保障や公共の安全、ネットワークのセキュリティの観点でリスクを高める懸念もあります。そのため、適切な相手方に必要な情報を開示する方法については、事業者間の公正な競争環境等にも配慮しつつ、今後、総務省において、貸与・借用する事業者の双方の意見を踏まえて検討する必要があると考えています。</p>
2	村上専 門委員	今後、国内外の情報通信需要の増大をどのように見込んでいるか。その需要増に対して、光ファイバーが担うのはどの程度か。例えば 2025 年、2030 年までの需要増大見込みと光ファイバーが担う割合を教えてください。	総務 省	<p>（「今後、国内外の情報通信需要の増大をどのように見込んでいるか」について）</p> <p>2023 年 5 月の我が国の固定系ブロードバンドインターネットサービス契約者のダウンロードトラヒックは、推計値で約 30.5Tbps で、前年同月比 17.4% 増となっており、今後も情報通信需要の増大が予想されます。</p> <p>（「その需要増に対して、光ファイバーが担うのはどの程度か。例えば 2025 年、2030 年までの需要増大見込みと光ファイバーが担う割合を教えてください」について）</p> <p>今回のワーキンググループにおけるご指摘も踏まえ、データセンター間等における情報通信需要の増大を踏まえた光ファイバの整備の見通し等について、今後、電気通信事業者へのヒアリング等を通じて整理したいと考えております。</p>
3	村上専 門委員	No.2 の需要増に対応するための光ファイバーは誰がどのように整備するのか。NTT 東西が整備する部分と、その他の通信事業者が整備する	総務 省	我が国の電気通信市場においては、民間主導の原則の下、地域のニーズや市場動向等も踏まえた各電気通信事業者の経営

		部分の割合など、想定でいいので見込みを教えてください。		判断により光ファイバの整備が行われています。 また、国としても、民間による整備が十分に進まない条件不利地域などにおいて、光ファイバの整備を支援しています。 なお、ご参考ですが、法人向け WAN サービスにおいては、契約件数をベースにした NTT 東西を含む NTT 系事業者のシェアが 2023 年 3 月時点で 61.9% となっています。
4	村上専門委員	需要増に対して光ファイバーの整備は現状のままで間に合うのか。間に合わない場合、間に合わせるためにはどうすればいいか、取るべき施策とその実施時期、それによる整備促進効果を教えてください。特に、今、数か月から数年かかっている光ファイバーの整備日数の実態と、これを大幅に短縮する方法、その効果（例えば整備日数をこれだけ短縮することで、これだけの整備が可能になるなど）を定量的に教えてください。	総務省	我が国では、民間主導の原則の下、地域のニーズや市場動向等も踏まえた各電気通信事業者の経営判断により光ファイバの整備が行われており、今後とも、各地における需要の見通し等を踏まえて整備が進められると考えています。 今回のワーキンググループにおけるご指摘を踏まえ、今後、電気通信事業者等へのヒアリング等を通じて、データセンター間等における情報通信需要の増大を踏まえた光ファイバの整備の見通し・迅速化等について整理したいと考えております。
5	藤本専門委員	位置情報等の情報が集約されると、それだけアクセスし易くなるため、セキュリティの観点から閲覧者を認定電気通信事業者に限るとすることも考えられる。その場合、閲覧できるようになる認定電気通信事業者になるための手続は見直しをするのか、また、認定電気通信事業者はこれからも増えていくものなのか、どんな形で認定電気通信事業者を管理するのか。	総務省	（「セキュリティの観点から閲覧者を認定電気通信事業者に限るとすることも考えられる。その場合、閲覧できるようになる認定電気通信事業者になるための手続は見直しをするのか」について） 管路等の位置情報や空き状況については、公益事業者の重要な経営上の秘密にあたるものであり、また、広く情報を開示することにより安全保障や公共の安全、ネットワークのセキュリティの観点でリスクを高める懸念もあります。そのため、適切な相手方に必要な情報を開示する方法については、事業者間の公正な競争環境等にも配慮しつつ、今後、総務省において、貸与・借用する事業者の双方の意見を踏まえて検討する必要があると考えています。  （「認定電気通信事業者はこれからも増えていくものなのか、どんな形で認定電

				<p>気通信事業者を管理するのか」について)</p> <p>認定については、電気通信事業者の申請に応じて行うものであり、今後の事業者数の動向について予測することは困難ですが、認定電気通信事業者の管理に当たっては、電気通信事業法に基づき、適切に制度を運用してまいります。</p>
6	堀委員	<p>今後情報開示等について検討していくと思うが、ガイドライン上、管路調査の回答が原則2ヵ月以内となっている運用を見直す(短縮する)等をして、計画を迅速にできるように今の運用も改善していただきたい。</p>	総務省	<p>ご指摘の趣旨を踏まえ、今後、関係省庁や公益事業者等と、対応策について議論する場を設け、貸与・借用する事業者の双方の意見を踏まえて早期に具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。</p>
7	増島専門委員	<p>情報通信行政の所管である総務省が主体となって、本件を推進する国の体制を早急に整備して、公益事業者、国及び地方公共団体が持つ収容空間並びに光ファイバーの芯線の位置情報等のデータをインターネット上で一元的に開示するためのシステムのアーキテクチャ(構成)を検討することが極めて重要であると考えますが、体制整備(主体者の明確化と含む)やシステムのアーキテクチャの検討について、いつから開始することができるのか教えていただきたい。</p>	総務省	<p>ご指摘の趣旨を踏まえ、今後、関係省庁や事業者等と、対応策について議論する場を設け、貸与・借用する事業者の双方の意見を踏まえて早期に具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。</p>
8	御手洗委員	<p>道路・河川の占用申請について、オンライン化の際に、今の申請をそのままオンライン化するのではなく、申請内容を見直し、利便性を高めることが重要。具体的には、河川の占用申請については、継続の場合も初回と同じ申請が求められると聞いているので、前回と同じ添付資料を用いるのであれば、添付を省略する等利便性を向上させていただきたい。</p>	国土交通省	<p>現況に特に変更が無いなど審査上特に支障のない場合には、審査過程で既存の図書の活用を行うなど、できる限り添付図書の省略を行っています。</p>
9	堀委員	<p>国交省の情報開示について、事業者からも要望があったが道路の右側、左側までわかる等、事業者が明確に計画を立てられるような情報開示をお願いしたい。</p>	国土交通省	<p>現在情報開示されている情報に加えて、事業者から要望があった情報についても掲載してまいりたい。</p>